

かつしか 区議会だより

第2回定例会

6月13・14日	本会議（一般質問、議案の付託等）
15～20日	常任委員会
22～26日	特別委員会
28日	議会運営委員会
29日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問
4面…可決された議案ほか

NO.186 平成18年(2006年) 7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎ 3695-1111 FAX 5698-1543



今回の定例会では、7名の議員から区政一般質問が行われました。また、特別区税条例の一部を改正する条例をはじめとする区長提出する議員提出議案3件が可決されました。

議案12件と、交番の整理統合の撤回を求める意見書（下欄参照）などの議員提出議案3件が可決されました。

プール授業（南緋園小学校）

交番の整理統合の撤回を 求める意見書を可決

9月から本会議のインターネット中継を開始します

葛飾区議会では、区民の皆さんに開かれた議会を目指し、第3回定期会（9月）から本会議のインターネット中継を、次のとおり開始いたします。葛飾区議会公式サイト（アドレスは下欄参照）からご利用できます。ぜひ、ご覧ください。

ライブ配信（生中継）

本会議の模様をリアルタイムでご覧いただくことができます。

オンラインマンド配信（録画中継）

録画した本会議の模様を、検索してご覧いただくことができます。

可決された意見書（要旨）

今回の定期会では、次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

在日外国人無年金高齢者に対する救済措置を求める意見書

我が国に定住する外国人の年金問題については、昭和57年、難民条約の批准に伴う国籍要件の撤廃により、在日外国人も国民年金の適用対象とされ、一定の改善が図られた。しかし、昭和61年の国民年金法改正時に60歳以上であった在日外国人については、救済措置が講じられておらず、放置されたままとなっている。在日外国人の無年金問題は、国民年金制度の発展過程で生じた「制度の谷間」にあり、国の責任による救済措置が求められている。よって、国会及び政府に対し、在日外国人無年金高齢者に対する救済措置を早急に講じるよう強く要望するものである。

交番の整理統合の撤回を求める意見書

警視庁は、去る6月26日に交番機能強化の今後の取組みとして、都内12箇所の整理統合対象交番を発表し、葛飾区内では、亀有警察署管内の十三橋交番（西亀有1-33-9）と葛飾警察署管内の高砂四丁目交番（高砂4-2-1）の2箇所を廃止対象とした。犯罪や非行の発生抑止に関して、中心的役割を担うのは所轄警察署であり、特に地域住民に身近な存在である交番の抑止力であることは、多くの区民が認めるところである。他方で、近年は、地域の安全性を高めようとの地域安全パトロールの実施など、住民と本区、警察署が一体となって、安全・安心なまちづくりに取り組みを重ねている状況にある。このような中で交番を廃止することは、犯罪抑止力の低下を招くのみならず、今まで築いてきた地域住民と警察との信頼関係にも、少なからぬ影響を与えるものである。よって、警視庁に対し、両交番の廃止の撤回と警視庁管内交番の整理統合計画の再考を強く求めるものである。

JR金町、亀有、綾瀬駅から東京地下鉄西日暮里駅乗換え際の料金格差の是正を求める意見書

昭和46年（1971年）4月、当時の国鉄は、通勤通学時の混雑解消を目的として、常磐線の複々線化を実現させた。この際、従来の常磐線は「各駅停車」と「快速電車」に分けられ、各駅停車を緩行線として当時の営団地下鉄千代田線に乗り入れ、快速電車を従来どおり日暮里・上野方面へ向かうものに振り分けた。しかし、これによって、JR金町、亀有、綾瀬駅から東京地下鉄西日暮里駅で乗換える際の料金格差や逆転といった料金問題が発生し、さらに、北千住駅での乗換の不便や、緩行線は1時間に5本という過疎ダイヤ等々の状況が深刻化、その状態が現在まで35年間も放置されたままとなっている。本区議会は行政とも一丸となるて、この問題の解決に向けた取組みを展開していく覚悟である。これに対し、JR東日本、東京地下鉄には、これまで区民が被ってきた損害を更に発生させないよう、運賃体系の抜本的な見直しに早急に着手すべきである。よって、政府に対し、JR金町、亀有、綾瀬駅から東京地下鉄西日暮里駅乗換え際の料金格差の是正に向けた抜本的な対策を講じるとともに、JR東日本及び東京地下鉄に対してその実現方を強く働きかけるよう要望するものである。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。